

2025年4月

全国木材協同組合連合会

全国木材協同組合連合会 AIG損保の第三者PL賠償責任補償制度

《事業賠償・費用総合保険》

プランの特長

■ 貴社の事業にかかる賠償リスクを幅広く補償します。

- 貴社が事業活動を行うなかで、偶然発生した対人・対物事故から財物の損壊を伴わない使用不能によるリスクや業務に伴う権利侵害または不当行為によるリスクまで、幅広い賠償リスクを補償します。

■ 日本国外で一時的に行う商談や、 日本国外に一時的に持ち出された生産物による 対人・対物事故なども補償します。

■ 各種費用の補償により賠償事故の解決までをサポートします。

- 損害賠償金に加え、争訟費用や緊急対応費用、被害者への見舞費用、原因調査費用、対物超過復旧費用など賠償事故の解決までに必要となる各種費用をお支払いします。

■ 貴社のニーズに合わせたご契約プランの選択が可能です。

- ご契約プランや各種オプション特約を選択いただくことにより、貴社のご要望に応じた商品設計が可能です。

保険金をお支払いできない場合など、補償の詳細につきましては、
事業賠償・費用総合保険 (ALL STARS) パンフレットをご参照ください。

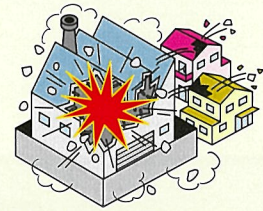
基本補償の概要(保険金をお支払いする場合)

この制度では、次の3つのリスクに対する補償を基本契約とします。

業務遂行・施設リスク

次のような対人・対物事故について、または財物の損壊を伴わない使用不能による逸失利益や事業の中断について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社の所有・使用・管理する施設に起因する偶然な事故
- ② 貴社のすべての仕事の遂行に起因する偶然な事故



工場の爆発事故により、近隣の住宅や店舗に物的損害を与え、住民にケガをさせてしまった。

生産物・完成作業リスク

次のような対人・対物事故について、または財物の損壊を伴わない使用不能による逸失利益や事業の中断について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社が製造または販売した製品・商品(生産物)に起因する偶然な事故
- ② 貴社が行った仕事の結果に起因する偶然な事故



製造・販売した製品の欠陥により、使用していた消費者がケガをしてしまった。

人格権・宣伝侵害リスク

次のような人格権・宣伝侵害行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 不当な身体拘束による他人の自由または名誉の侵害
- ② 口頭、文書等によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷
- ③ 広告宣伝による他人の著作権の侵害等

自動セットされる主な補償

※特に記載がない場合は、業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの支払限度額、自己負担額がそれぞれ適用されます。

●対物超過復旧費用補償(業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスク)

他人の財物の損壊について修理費用(財物を再取得するための費用を上限とします。)が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。

支払限度額：被害者1名※につき10万円(1世帯につき10万円)、1事故100万円

※被害者が法人の場合は、1法人につきとします。

●国外での保険事故一部補償(業務遂行・施設リスク)

貴社が日本国外で一時的に行う商談等の営業業務の遂行に起因する対人・対物事故による賠償責任を補償します。

支払限度額：1事故・保険期間中1,000万円

●受託物損害補償*1(業務遂行・施設リスク)

貴社が借用または保管(占有)する受託物の損壊・紛失・盗取・詐取について負担する賠償責任を補償します。

支払限度額：1事故・保険期間中100万円*1

※1 現金・貴重品は被害者1名(※2)につき5万円、1事故につき15万円、保険期間中100万円

※2 被害者が法人の場合は、1法人につきとします。

●リコール限定費用補償*2(生産物・完成作業リスク)

貴社が製造・販売した製品・商品(生産物)による対人・対物事故(生産物の損壊は含みません。)が日本国内で発生した場合に、貴社製品・商品のリコールにかかる次の損害を補償します。

- ① 貴社が回収等を行ったことによるリコール限定費用
- ② 第三者の回収実施者が行った回収等により生じるリコール限定費用に対する賠償責任

支払限度額：1事故・保険期間中500万円

自己負担額：1事故5万円

●国外での保険事故一部補償(生産物・完成作業リスク)

日本国内に住所を有する者が貴社の製品・商品(生産物)を自己使用の目的をもって一時的に日本国外に持ち出している間に生じた対人・対物事故による賠償責任を補償します。

*1、*2は特約をセットすることにより、補償を対象外とすることができます。

基本補償でお支払いする主な保険金の種類

損害賠償金に加え、事故解決のために必要なさまざまな費用を保険金としてお支払いします。

保険金の種類	概 要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のための必要または有益な費用
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合におけるその権利の保全または行使のための必要または有益な費用
緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用
緊急対応費用 (1事故300万円限度)	事故の対応のための被害者・法定相続人等の現地訪問費用や通信費用、交渉等のための事務所等賃借費用、被害者の搜索費用などの費用
被害者への見舞費用 (被害者1名※10万円限度・ 1事故300万円限度)	事故が発生した場合において、被害者に届けた見舞金、見舞品または被害者の遺族に届けた香典、花、弔電などの費用その他社会通念上妥当な費用 ※被害者が法人の場合は、1法人につきとします。
協力費用	制度引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した弁護士費用などの防御に要する費用
訴訟対応費用 (1事故300万円限度)	損害賠償請求訴訟に対応するために、裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用
被害者治療等費用 (被害者1名50万円限度・ 1事故300万円限度)	仕事の遂行または施設に起因して身体障害が発生した被害者の治療費用や葬儀費用など(事故日から1年以内に生じた費用に限りします。)
汚染浄化費用 (1事故・保険期間中 1,000万円限度)	不測かつ突発的に環境汚染が発生した場合において、必要または有益な汚染物質の処理に要する費用(対人・対物事故または財物の損壊を伴わない使用不能等が発生したまたは発生が切迫している場合に限りします。)
原因調査費用 (1事故100万円限度)	対人・対物事故が発生した場合または発生が切迫している場合における事故原因の調査・確認のための必要かつ有益な費用

[注1] 支出にあたり、事前に制度引受保険会社の同意が必要な費用もあります。

[注2] オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります

ご加入プラン例

主なプランは下記の通りです。実際にご契約いただく保険料は、ご加入プラン、補償内容および貴社の業種や売上高、これまでの事故発生状況等により決定します。

①対人1名 1億円プラン

	対人1名	対人1事故/ 保険期間中	対物1事故/保険期間中
支払限度額 (保険金額)	1億円	3億円	2,000万円
自己負担額 (1事故免責金額)	0円		

②対人1名 2億円プラン

	対人1名	対人1事故/ 保険期間中	対物1事故/保険期間中
支払限度額 (保険金額)	2億円	3億円	5,000万円
自己負担額 (1事故免責金額)	0円		

【注】 この補償では、業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの支払限度額と同額で「総支払限度額」を設定します。また、この補償でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金を合算して総支払限度額を限度とします。

※上記以外の補償プランについては、制度推進担当にご相談ください。

オプション特約のご案内

貴社のご要望にあわせて、次のオプション特約をセットすることができます。

●生産物・仕事の目的物損壊補償特約

生産物・完成作業リスクに起因して対人・対物事故または財物の損壊を伴わない使用不能が発生した場合において、その生産物・仕事の目的物そのものの損壊について負担する賠償責任を補償します。ただし、生産物・完成作業リスクで制度引受保険会社が損害賠償金に対して保険金を支払った場合に限りです。

支払限度額：1事故・保険期間中500万円、1,000万円から選択

自己負担額：なし

●受託物損害補償増額特約

自動セットされる受託物損害補償の支払限度額を増額する特約です。

支払限度額：1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択※1

自己負担額：業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

※1 現金・貴重品は被害者1名(※2)につき5万円、1事故につき15万円、保険期間中につき上記で選択する金額が1,000万円のいずれか低い金額

※2 被害者が法人の場合は、1法人につきとします。

●対物超過費用補償増額特約

自動セットされる対物超過復旧費用補償の支払限度額を増額する特約です。

支払限度額：被害者1名※につき30万円(1世帯につき30万円)、1事故300万円

自己負担額：なし

※被害者が法人の場合は、1法人につきとします。

●リコール補償拡張特約

自動セットされるリコール限定費用補償の補償を拡大する特約です。対人・対物事故の発生のおそれ※がある場合も支払対象となり、費用の種類も拡大します。

支払限度額：1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択

自己負担額：1事故につき支払限度額の1%(5万円、10万円、20万円、30万円)

※次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合に限りです。

①被保険者または第三者の回収実施者による行政庁に対する届出または報告等

②被保険者または第三者の回収実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告

③回収等の実施についての行政庁の命令

この制度へのご加入にあたって

- ▶この制度は、制度引受保険会社との損害保険契約によって運営され、貴社と制度引受保険会社との1年間の契約となります。
- ▶この制度への加入をご希望の場合は、直近の会計年度(1年間)の売上高が確認できる書類の写しをご用意ください。保険料は、書類上の売上高に基づき算出します。
- ▶保険料は口座振替による払込みとなります。毎月27日(土・日・祝日の場合には翌営業日)にご指定の金融機関口座より振替えます。

このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または制度引受保険会社にお問い合わせください。またご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を事前に必ずご覧ください。

制度引受保険会社

AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部

〒105-8602

東京都港区虎ノ門4丁目3-20 神谷町MTビル15F

TEL 03-5401-3660

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・見積もり依頼・お申込みは

株式会社櫛田事務所(櫛田)

〒207-0032

東京都東大和市蔵敷3丁目691-2-ロ-7-205

TEL 042-567-1651

制度引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。